

水道管にも防寒対策をしましょう

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなることがあります。宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担となりますので、早めの防寒対策を行いましょ。

■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。

覆った毛布や布が濡れると逆効果になるので、さらに上からビニールなどをかぶせてください。

■凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの尾道市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。指定給水装置工事事業者については、お問い合わせいただくか、市HPでご確認ください。

☎ 上下水道局経営総務課 (☎0848-37-8700)

☎ 上下水道局因島瀬戸田営業所 (☎0845-22-0499)

事業をされている皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、申告してください。

☎ 令和6年1月31日(水)
※毎年、申告している人には、「償却資産申告書」などを12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

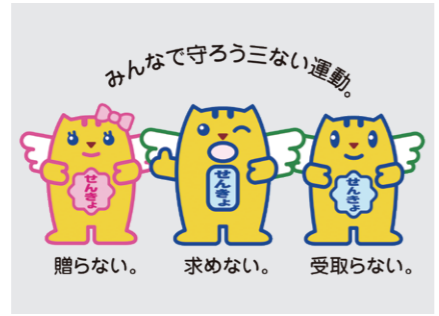
■償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのことです。

☎ 資産税課 (☎0848-38-9164)

政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ったり、有権者が寄附を求めたりすることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。



また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

☎ 選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会 (☎0848-38-9258)

住宅建築を計画中の皆さんへ 中間検査を引き続き実施します

建築確認を受けた住宅の中間検査を行う期間を12月31日(日)までとしていますが、令和8年12月31日(木)まで延長します。

「中間検査を行う期間」以外の指定内容に変更はありません。

☎ 建築課 (☎0848-38-9245)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

☎ 12月19日(火)、令和6年1月16日(火) 13:00~16:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

☎ 社会福祉課 (☎0848-38-9124 ☎0848-38-9206)

✉ s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



日曜にも受け取れます マイナンバーカード

☎ マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

☎ 12月24日(日)、令和6年1月14日(日) 8:30~12:00

次は令和6年1月28日(日)です。

☎ 本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡を

してください。

☎ ・マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)

・本人確認書類(交付案内参照)

・通知カード(回収します)

・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

☎ 市民課 (☎0848-38-9166)



金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

☎ 本庁市民課

因島総合支所市民生活課

☎ 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎ 市民課 (☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

☎ 収納課 (☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)



「日記式潮汐表」を無料配布します(令和6年版)

☎ 配布中~なくなり次第終了 9:00~16:00

※土・日・祝日を除く。

☎ 尾道糸崎港湾福祉センター2F (古浜町27-284)

☎ 配布数 400冊(1人1冊)

☎ (一社) 広島県清港会尾道支部 (☎0848-23-2463)

国保 後期 「医療費のお知らせ」を発送します

医療機関を受診した内容(医療機関名、受診年月、患者負担額等)をお知らせする通知です。医療費控除の確定申告で利用することができます。

※2回目の通知より前に確定申告をする場合、11・12月診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

※医療費控除の確定申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■国民健康保険の被保険者

年に2回、各世帯主宛に通知します。

☎ 発送予定時期 【1回目】 令和6年1月31日(1~10月診療分)

【2回目】 令和6年2月28日(11~12月診療分)

※送付不要の世帯は、「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。(昨年度までに届け出をしている場合は不要)

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9142)

■後期高齢者医療の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知します。

☎ 発送予定時期 【1回目】 令和6年1月末頃(1~10月診療分)

【2回目】 令和6年3月中旬(11~12月診療分)

☎ 広島県後期高齢者医療広域連合医療費通知コールセンター (☎050-3613-9684)

国保 後期 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の人)の行為によってけがや病気になり、医療機関にかかったときの支払いは、損害賠償として加害者が治療費を負担するのが原則です。

保険証を使って医療機関を受診する場合には、必ず事前に国保・後期の保険窓口に相談のうえ届出書類を提出してください。また、受診の際に医療機関に第三者(加害者)から傷害を受けた旨を伝えてください。保険者(尾道市国保・後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。

「第三者行為」となる事例



相手のいる交通事故でけがをしたとき/他人のペットに噛まれたとき/暴力行為を受けたとき/飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき/他者所有の建物などの設備欠陥によりけがをしたとき/スキーやスノーボード中での衝突事故
※いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出の必要はありません。

☎ 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

※後期高齢者医療の人は広島県後期高齢者医療広域連合も可。

☎ 届出する人 【国民健康保険】被保険者の属する世帯の世帯主

【後期高齢者医療】被保険者

※被害者が加入する損害保険会社の代行申請も可。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9142)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎ 日時・期間 ☎ 場所 ☎ 対象 ☎ 内容 ☎ 定員 ☎ 料金 ☎ フォックス ☎ 持ち物 ☎ 電子メール ☎ ホームページ